

< そ の 他 資 料 >



(その他資料1)

(案)

障発0517第5号

平成22年5月17日

改正 平成 年 月 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者虐待防止対策支援事業の実施について

障害者の保健福祉施策については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであるが、障害者に対する虐待については、従来より数々の事件が報告されており、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための協力体制の整備や支援体制の強化が喫緊の課題となっているところである。

このため、今般、別紙のとおり「障害者虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので通知する。

## 障害者虐待防止対策支援事業実施要綱

### 第1 目的

障害者虐待については、その未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援が重要である。

このため、地域における関係行政機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、社会福祉協議会、障害者団体、医療関係者、司法関係者、民生委員、人権擁護委員、ボランティア、地域住民等（以下「関係機関等」という。）の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

第3の1及び2の事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3の3及び4の事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を~~市町村（特別区を含む。）又は社会福祉法人又はNPO法人等に委託することができるものとする。~~

### 第3 事業内容

下記の1に示した体制を整備（既存の体制の充実を含む。）するとともに、下記の2から4までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施するものとする。

#### 1 連携協力体制整備事業

##### (1) 趣旨

都道府県 又は市町村 は、障害者虐待防止の取組の推進を図るため、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

なお、本事業は、2から4までの事業の効果的な実施にも資するものである。

##### (2) 事業内容及び実施方法

###### ア 事業内容

都道府県 又は市町村 は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備を図る。

###### イ 実施方法

都道府県 又は市町村 は、関係機関等による日頃からの情報共有のための連携体制や ~~市町村を始めとする~~ 関係機関等との緊急連絡体制の整備等の具体的方策について関係機関等で協議し、地域における関係機関等の協力体制を整備する。

#### ウ 留意事項

事業の実施に当たっては、~~都道府県~~ 自立支援協議会 ~~や地域自立支援協議会~~ との緊密な連携を図るとともに、児童や高齢者の虐待の防止に係る地域のネットワークとも連携を図り、効率的かつ効果的な協力体制を整備すること。

## 2 家庭訪問等個別支援事業

### (1) 趣旨

都道府県 又は市町村 は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を個別の状況に応じてきめ細やかに行うため、地域の実情を踏まえ、(2)の①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施する。

### (2) 事業内容及び実施方法

#### ① 家庭訪問

##### ア 事業内容

都道府県 又は市町村 は、障害者虐待の未然防止のため、~~市町村の協力を得て、~~過去に虐待のあった障害者の家庭や障害者支援施設等に長期間入所していた障害者が家庭復帰した家庭等、そのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

##### イ 実施方法

(ア) 都道府県 又は市町村 は、~~市町村や~~相談支援事業所等に寄せられた相談や関係機関等からの情報を基に、~~市町村と協議の上、~~訪問対象とする家庭を選定する。

(イ) 都道府県 又は市町村 は、訪問対象として選定した家庭に対し、~~市町村と連携し、~~相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

##### ウ 留意事項

事業の実施に当たっては、3の(2)の研修を受講した者等、障害者虐待の未然防止や虐待発生時の対応についての知識や経験を有する者により訪問させることが望ましい。

なお、実施主体が都道府県の場合は、市町村と協議の上、訪問対象とする家庭を選定するとともに、市町村と連携し、事業を実施すること。

また、必要に応じて、「④ カウンセリング」や「4 専門性強化事

業」の活用を図ること。

② 相談窓口の強化

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の早期発見及び迅速な対応を図るため、~~市町村と連携して~~、障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、地域の実情を踏まえ、~~都道府県が~~直営の相談窓口を設置する方法や、広域圏域ごとに相談支援事業所に委託する方法等により、障害者虐待に係る24時間・365日の相談窓口を設置する。

(イ) 都道府県又は市町村は、相談窓口の連絡先や対応時間等について、関係機関等に幅広く周知する。――

ウ 留意事項

実施主体が都道府県の場合は、市町村と連携して、障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備すること。

③ 一時保護のための居室の確保等

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の迅速な対応を行うため、事前に障害者支援施設等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、事前に、虐待を受けた障害者の受入れが可能と認められる障害者支援施設や短期入所事業所等を選定して、一時保護のための居室を確保する。

(イ) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者の障害や心身の状況、一時保護先の施設の状況等を踏まえ、必要に応じて、付添等を行う協力員を確保する。

(ウ) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた措置の対象とならない障害者について、一時保護を行った際に必要となる食費、光熱水費、消耗品費を障害者支援施設等に支払う。

ウ 留意事項

市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること(成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)の活用等)。

④ カウンセリング

## ア 事業内容

都道府県 又は市町村 は、障害者虐待に対する一連の対応後においても、引き続き適切な支援を行うため、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

## イ 実施方法

- (ア) 都道府県 又は市町村 は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等を対象としたカウンセリングについて、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体に協力依頼を行う。
- (イ) 協力を求められた医療機関の医師や臨床心理士、精神保健福祉士等は、対象者に対し、カウンセリングを行う。

## ウ 留意事項

都道府県 又は市町村 は、虐待を受けた障害者のほかに、障害者虐待を行った家族等に対しても、障害者虐待の未然防止を図る観点から、カウンセリングを行うよう努めること。

また、カウンセリングを行う際には、これまでの家族関係の背景や障害者虐待が生じた要因を踏まえたカウンセリングを行い、カウンセリング終了後においても、「① 家庭訪問」の活用等により、さらに継続的な支援を行うよう努めること。

## ⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

都道府県 又は市町村 は、①から④に示した事業のほか、障害者虐待が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、国が実施する障害者虐待の防止・権利擁護に関する研修を受講した者等を指導員として派遣する事業やオンブズマンを派遣する事業、地域において障害者の家庭の見守りを行う協力員を配置する事業等、地域の実情を踏まえた事業を実施することができる。

## 3 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

### (1) 趣旨

都道府県は、障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図るため、研修を実施する。

### (2) 事業内容及び実施方法

#### ア 事業内容

都道府県は、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職

員を対象として、以下の研修を実施する。

① 障害福祉サービス事業所等従事者研修

障害福祉サービス事業所等の従事者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性にも配慮した支援方法についての研修

② 障害福祉サービス事業所等管理者研修

障害福祉サービス事業所等の管理者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待の防止のための組織・運営体制についての研修

③ 相談窓口職員研修

相談窓口職員を対象とした障害者虐待の通報を受けた際の対応方法や虐待を受けた障害者に対する支援に関する専門的知識、援助技術についての研修

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、都道府県自立支援協議会等を活用し、別途、国が行う研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。

(イ) 都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させる。

ウ 留意事項

都道府県は、本研修がより実践的な研修となるよう、演習による事例検討を実施すること。

#### 4 専門性強化事業

(1) 趣旨

都道府県は、障害者虐待の問題に関する専門性を強化するため、医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、障害者虐待に対する体制整備に資するため、虐待事例の分析等を行う。

(2) 事業内容及び実施方法

① 医学的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法について、市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療



の必要性や医学的側面からの支援方法に係る専門的助言について、医師会等の医療関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた医療機関の医師等は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法について、専門的助言を行う。

## ② 法的専門性の強化

### ア 事業内容

都道府県は、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法について、市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

### イ 実施方法

(ア) 都道府県は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法に係る専門的助言について、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた弁護士や司法書士等は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の処理について、専門的助言を行う。

## ③ 有識者との連携による事例分析等

### ア 事業内容

都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行う障害者虐待、高齢者虐待及び児童虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等から構成されるチームを設置し、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例について、チームにおいて分析・評価を行い、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関等の協力体制や支援体制に関するマニュアル等を作成する。

### イ 実施方法

(ア) 都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行うチームを設置する。

(イ) チームは、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例の分析・評価を行い、都道府県に対して、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に係る専門的助言を行う。

(ウ) 都道府県は、チームの事例の分析・評価や専門的助言を踏まえ、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に関するマニュアル等を作成する。

### ウ 留意事項

都道府県は、作成したマニュアル等を市町村を始めとする関係機関等に幅広く情報提供するとともに、当該マニュアル等を「3 障害者虐待

防止・権利擁護研修事業」等の研修の場においてテキストとして活用するよう努めること。

#### 第4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

#### 第5 留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、事業を実施するに当たっては、~~都道府県~~自立支援協議会等において、実施する事業内容の検討や実績の検証等を行うこと。
- 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)を所管する関係部局との連携を図るとともに、障害者の働く場における障害者虐待については、都道府県労働局との連携を図ること。
- 3 都道府県及び市町村は、虐待を受けた障害者等に関する個人情報の取扱いに留意すること。
- 4 本事業の国庫補助対象には、別に国庫補助がなされているものは含まれないので留意すること。

(新)	(旧)
<p>(別紙)</p> <p>重症心身障害児（者）通園事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施施設等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) B型施設</p> <p>B型施設は、原則として障害児（者）施設等において施設運営に支障のない程度の人数（1日の利用人員5人を標準とする。）を受け入れて実施するものとする。</p> <p><u>(3) 巡回方式</u></p> <p><u>A型施設又はB型施設を拠点として地域毎に実施日を定め、職員がチームを組んで巡回し、地域の公共施設等において事業を実施することができるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 実施施設の構造及び設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) A型施設には、次に掲げる設備のほか必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>(別紙)</p> <p>重症心身障害児（者）通園事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) B型施設</p> <p>B型施設は、原則として障害児（者）施設等において施設運営に支障のない程度の人数（1日の利用人員5人を標準とする。）を受け入れて実施するものとする。</p> <p>なお、B型単独では毎日5人以上の利用が見込めない地域にあつては、B型施設を拠点として地域毎に実施日を定め、アからウに掲げる職員がチームを組んで巡回し、地域の公共施設等において事業を実施する方式（以下「B型巡回方式」という。）により行うことができるものとする。</p> <p>ア 看護師</p> <p>イ 児童指導員又は保育士</p> <p>ウ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 実施施設の構造及び設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) A型施設には、次に掲げる設備のほか必要な設備を設けなければならないこと。</p>

ただし、重症心身障害児施設等の設備を利用することにより通園事業の効率的運営が期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、イからオまで及びキに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 集会室兼食堂
- ウ 診察室
- エ 静養室
- オ 浴室又はシャワー室
- カ 便所
- キ 調理室
- ク リフト付き通園バス

(3) (略)

(4) 巡回方式により事業を実施する場合は、公共施設等の設備を利用するものとし、次に掲げる設備を利用できる施設において実施しなければならない。

ただし、利用者の処遇に支障がないときは、イからエに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 医務室
- ウ 静養室
- エ 浴室又はシャワー室
- オ 便所

7 職員の配置の基準

(1) A型施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

ただし、ア、イについては、重症心身障害児施設等の職員を兼ねることができるものとする。

- ア 施設長
- イ 医師
- ウ 看護師
- エ 児童指導員又は保育士
- オ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員
- カ その他この事業を実施するために必要な職員

(2) (略)

ただし、重症心身障害児施設等の設備を利用することにより通園事業の効率的運営が期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、イからオまで及びキに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 集会室兼食堂
- ウ 診察室
- エ 静養室
- オ 浴室又はシャワー室
- カ 便所
- キ 調理室
- ク リフト付き通園バス

(3) (略)

(4) B型巡回方式により事業を実施する場合は、公共施設等の設備を利用するものとし、次に掲げる設備を利用できる施設において実施しなければならないこと。

ただし、利用者の処遇に支障がないときは、イからエに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 医務室
- ウ 静養室
- エ 浴室又はシャワー室
- オ 便所

7 職員の配置の基準

(1) A型施設には、次に掲げる職員を置かなければならないこと。

ただし、ア、イについては、重症心身障害児施設等の職員を兼ねることができるものとする。

- ア 施設長
- イ 医師
- ウ 看護師
- エ 児童指導員又は保育士
- オ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員
- カ その他この事業を実施するために必要な職員

(2) (略)

(3) 巡回方式により事業を実施する場合は、利用者の状況等に応じて必要な指導、訓練を行えるよう、次に掲げるいずれかの職員がチームを組んで巡回するものとする。

ア 看護師

イ 児童指導員又は保育士

ウ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員

8 実施方法等

(1) 実施日

通園事業は、原則として日曜日及び国民の休日を除き毎日行うものとする。

(2) 指導等

ア 理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うこと。

なお、指導、訓練等に当たっては、個々の利用者の状況等に応じて作成された個別プログラムに基づいて行うこと。

イ 家庭における療育や保護者の悩み事などについての相談に応じ、必要な助言、指導を行うこと。

ウ 利用者の家庭における状況等を把握するため、保護者とは、常に密接な連絡を保つこと。

(3) (略)

(4) 給食

給食は、利用者の身体的状況、訓練の状況、し好等を考慮して行うこと。

ただし、巡回方式により事業を行う場合は、給食を行わないことができる。

(5) (略)

(6) 関係機関との連携

都道府県等は、通園事業の運営について児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童委員、知的障害者相談員、特別支援学校、医療機関等と連携を密にし、利用者に対する指導が円滑かつ効率的に実施されるよう努めるものとする。

なお、重症心身障害児（者）は、その障害の特性から医療と密接な関係を保つ必要があるため、特に、実施施設が医療機関でない場合には、医療機関との緊密な連携を図ることとする。

9 (略)

8 実施方法等

(1) 開設日

通園事業は、原則として日曜日及び国民の休日を除き毎日行うものとする。

(2) 指導等

ア 理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うこと。

なお、指導、訓練等に当たっては、個々の利用者の状況、状態に応じて作成された個別プログラムに基づいて行うこと。

イ 家庭における療育や保護者の悩み事などについての相談に応じ、必要な助言、指導を行うこと。

ウ 利用者の家庭における状況、状態を把握するため、保護者とは、常に密接な連絡を保つこと。

(3) (略)

(4) 給食

給食は、利用者の身体的状況、訓練の状況、し好等を考慮して行うこと。

ただし、B型巡回方式により事業を行う場合は、給食を行わないことができる。

(5) (略)

(6) 関係機関との連携

都道府県等は、通園事業の運営について児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童委員、知的障害者相談員、養護学校、医療機関等と連携を密にし、利用者に対する指導が円滑かつ効率的に実施されるよう努めるものとする。

なお、重症心身障害児（者）は、その障害の特性から医療と密接な関係を保つ必要があるため、特に、実施施設が医療機関でない場合には、医療機関との緊密な連携を図ることとする。

9 (略)

(別紙)

重症心身障害児（者）通園事業実施要綱新旧対照表（案）

(その他資料2)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(新)				(旧)			
別表				別表			
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	1区分	2種目	3基準額	4対象経費
1 重症心身障害児(者)通園事業	A型施設	<p>次により算出された年間の合計額</p> <p>1 事務費 (1カ所当たり) <u>(小規模型) 利用者10人以下</u> 月額 2,697,460円</p> <p><u>(標準型) 利用者11人以上20人未満</u> 月額 3,037,480円</p> <p><u>(大規模型) 利用者20人以上</u> 月額 3,454,670円</p> <p>利用者については各月初日の実利用者人員数とする。</p> <p>2 事業費 (略)</p> <p>削除</p> <p>3 巡回方式加算分 (1日あたり) 12,410円</p>	(略)	1 重症心身障害児(者)通園事業	A型施設	<p>次により算出された年間の合計額</p> <p>1 事務費 (1カ所当たり) 月額 3,052,090円</p> <p>2 事業費 (生活保護世帯) 月額 16,030円×各月初日の利用者実人員数 (一般世帯) 月額 7,130円×各月初日の利用者実人員数</p> <p><u>ただし、1月につき15人を限度とする。</u></p>	重症心身障害児(者)通園事業A型施設を運営するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(別紙)

平成23年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

(その他資料3)

	B 型 施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) <u>(標準型) 利用者10人以下</u> 月額 1,425,690 円 <u>(大規模型) 利用者11人以上</u> 月額 1,795,310 円  <u>利用者については各月初日の実利用者人員数とする。</u>  2 事業費 (略)  削除  3 巡回方式加算分 (1日当たり) <u>12,410 円</u> [削除]	(略)		B 型 施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 1,302,940 円  2 事業費 (生活保護世帯) 月額 16,030 円×各月初日の利用者実人員数 (一般世帯) 月額 7,130 円×各月初日の利用者実人員数  <u>ただし、1月につき5人を限度とする。</u>  3 巡回方式加算分 (1日当たり) 5,830 円 <u>[ただし、1月につき10日を限度とする。]</u>	重症心身障害児(者)通園事業B型 施設を運営するために必要な報酬、 給料、職員手当等、共済費、賃金、 旅費、需用費、食糧費、役務費、委 託料、使用料及び賃借料、備品購入 費
--	-----------	--	-----	--	-----------	---	---



(新)				(旧)											
別紙 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱				別紙 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱											
1～13 (略)				1～13 (略)											
別表1 (略)				別表1 (略)											
別表2				別表2											
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄								
(1) 事務費	(略)	(略)	(略)	(1) 事務費	(略)	(略)	(略)								
(2) 生活	ア イ オ (略)	(略)	(1) (略)	(2) ア イ オ (略)	(略)	(略)	(1) (略)								
			算式(1)～(2) (略)				算式(1)～(2) (略)								
			重度加算費保護単価表(措置児童1人当たり)				重度加算費保護単価表(措置児童1人当たり)								
			<table border="1"> <tr> <th>重度加算費</th> <th>施設種別 (月額)</th> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>25%加算分 46,750円</td> </tr> </table>	重度加算費	施設種別 (月額)	知的障害	25%加算分 46,750円				<table border="1"> <tr> <th>重度加算費</th> <th>施設種別 (月額)</th> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>25%加算分 46,870円</td> </tr> </table>	重度加算費	施設種別 (月額)	知的障害	25%加算分 46,870円
重度加算費	施設種別 (月額)														
知的障害	25%加算分 46,750円														
重度加算費	施設種別 (月額)														
知的障害	25%加算分 46,870円														

諸 費			<table border="1"> <tr> <td>児施設</td> <td>30%加算分</td> <td><u>56,090円</u></td> </tr> <tr> <td>第二種自閉症児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>46,750円</u> <u>56,090円</u></td> </tr> <tr> <td>盲児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>44,530円</u> <u>53,400円</u></td> </tr> <tr> <td>ろうあ児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>40,650円</u> <u>48,800円</u></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児療護施設</td> <td></td> <td><u>56,090円</u></td> </tr> </table>	児施設	30%加算分	<u>56,090円</u>	第二種自閉症児施設	25%加算分 30%加算分	<u>46,750円</u> <u>56,090円</u>	盲児施設	25%加算分 30%加算分	<u>44,530円</u> <u>53,400円</u>	ろうあ児施設	25%加算分 30%加算分	<u>40,650円</u> <u>48,800円</u>	肢体不自由児療護施設		<u>56,090円</u>
	児施設	30%加算分	<u>56,090円</u>															
	第二種自閉症児施設	25%加算分 30%加算分	<u>46,750円</u> <u>56,090円</u>															
	盲児施設	25%加算分 30%加算分	<u>44,530円</u> <u>53,400円</u>															
	ろうあ児施設	25%加算分 30%加算分	<u>40,650円</u> <u>48,800円</u>															
肢体不自由児療護施設		<u>56,090円</u>																
カ 強度 行動 障害 特別 処遇 加算 費	(略)	(略)	<p>算式(3)</p> <p>強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価<u>223,210円</u>× その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>															
キ 重度 重複	(略)	(略)	<p>算式(4)</p> <p>重度重複障害児受入加算費月額保護単価<u>31,700円</u>×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>															

諸 費			<table border="1"> <tr> <td>児施設</td> <td>30%加算分</td> <td><u>56,240円</u></td> </tr> <tr> <td>第二種自閉症児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>46,870円</u> <u>56,240円</u></td> </tr> <tr> <td>盲児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>44,620円</u> <u>53,560円</u></td> </tr> <tr> <td>ろうあ児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>40,760円</u> <u>48,910円</u></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児療護施設</td> <td></td> <td><u>56,240円</u></td> </tr> </table>	児施設	30%加算分	<u>56,240円</u>	第二種自閉症児施設	25%加算分 30%加算分	<u>46,870円</u> <u>56,240円</u>	盲児施設	25%加算分 30%加算分	<u>44,620円</u> <u>53,560円</u>	ろうあ児施設	25%加算分 30%加算分	<u>40,760円</u> <u>48,910円</u>	肢体不自由児療護施設		<u>56,240円</u>
	児施設	30%加算分	<u>56,240円</u>															
	第二種自閉症児施設	25%加算分 30%加算分	<u>46,870円</u> <u>56,240円</u>															
	盲児施設	25%加算分 30%加算分	<u>44,620円</u> <u>53,560円</u>															
	ろうあ児施設	25%加算分 30%加算分	<u>40,760円</u> <u>48,910円</u>															
肢体不自由児療護施設		<u>56,240円</u>																
カ 強度 行動 障害 特別 処遇 加算 費	(略)	(略)	<p>算式(3)</p> <p>強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価<u>224,190円</u>× その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>															
キ 重度 重複	(略)	(略)	<p>算式(4)</p> <p>重度重複障害児受入加算費月額保護単価<u>31,900円</u>×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>															

	障害児加算費																												
	ク(略)	(略)	(略)	(略)																									
(3)	ア	(略)	(略)	(略)																									
	点	算式(1)~(3) (略)																											
数	体	保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)																											
	分	<table border="1"> <tr> <td>措置児童数</td> <td>50人まで</td> <td>51人から60人まで</td> <td>61人から70人まで</td> <td>71人から80人まで</td> <td>81人から90人まで</td> </tr> <tr> <td>A欄</td> <td>基本分</td> <td>円 <u>26,520</u></td> <td>円 <u>25,830</u></td> <td>円 <u>25,230</u></td> <td>円 <u>24,570</u></td> <td>円 <u>23,940</u></td> </tr> <tr> <td>B欄</td> <td>加算分</td> <td><u>2,320</u></td> <td><u>2,250</u></td> <td><u>2,210</u></td> <td><u>2,130</u></td> <td><u>2,070</u></td> </tr> <tr> <td>措置児童数</td> <td>91人から100人まで</td> <td>101人から110人まで</td> <td>111人から120人まで</td> <td>121人から130人まで</td> <td>131人から140人まで</td> </tr> </table>			措置児童数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	A欄	基本分	円 <u>26,520</u>	円 <u>25,830</u>	円 <u>25,230</u>	円 <u>24,570</u>	円 <u>23,940</u>	B欄	加算分	<u>2,320</u>	<u>2,250</u>	<u>2,210</u>	<u>2,130</u>	<u>2,070</u>	措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで
措置児童数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで																								
A欄	基本分	円 <u>26,520</u>	円 <u>25,830</u>	円 <u>25,230</u>	円 <u>24,570</u>	円 <u>23,940</u>																							
B欄	加算分	<u>2,320</u>	<u>2,250</u>	<u>2,210</u>	<u>2,130</u>	<u>2,070</u>																							
措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで																								
自由	由																												
児	施																												

	障害児加算費																												
	ク(略)	(略)	(略)	(略)																									
(3)	ア	(略)	(略)	(略)																									
	点	算式(1)~(3) (略)																											
数	体	保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)																											
	分	<table border="1"> <tr> <td>措置児童数</td> <td>50人まで</td> <td>51人から60人まで</td> <td>61人から70人まで</td> <td>71人から80人まで</td> <td>81人から90人まで</td> </tr> <tr> <td>A欄</td> <td>基本分</td> <td>円 <u>26,640</u></td> <td>円 <u>25,940</u></td> <td>円 <u>25,350</u></td> <td>円 <u>24,690</u></td> <td>円 <u>24,060</u></td> </tr> <tr> <td>B欄</td> <td>加算分</td> <td><u>2,330</u></td> <td><u>2,260</u></td> <td><u>2,220</u></td> <td><u>2,140</u></td> <td><u>2,080</u></td> </tr> <tr> <td>措置児童数</td> <td>91人から100人まで</td> <td>101人から110人まで</td> <td>111人から120人まで</td> <td>121人から130人まで</td> <td>131人から140人まで</td> </tr> </table>			措置児童数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	A欄	基本分	円 <u>26,640</u>	円 <u>25,940</u>	円 <u>25,350</u>	円 <u>24,690</u>	円 <u>24,060</u>	B欄	加算分	<u>2,330</u>	<u>2,260</u>	<u>2,220</u>	<u>2,140</u>	<u>2,080</u>	措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで
措置児童数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで																								
A欄	基本分	円 <u>26,640</u>	円 <u>25,940</u>	円 <u>25,350</u>	円 <u>24,690</u>	円 <u>24,060</u>																							
B欄	加算分	<u>2,330</u>	<u>2,260</u>	<u>2,220</u>	<u>2,140</u>	<u>2,080</u>																							
措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで																								
自由	由																												
児	施																												

設  
基  
本  
分  
措  
置  
費

A 欄	基本分	円 23,280	円 23,050	円 22,870	円 22,610	円 22,440
B 欄	加算分	2,060	2,010	2,010	1,990	1,950
措置児童数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 22,250	円 22,100	円 21,990	円 21,880	円 21,790
B 欄	加算分	1,970	1,940	1,920	1,910	1,910
措置児童数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 21,670	円 21,610			
B 欄	加算分	1,910	1,880			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right]$$

設  
基  
本  
分  
措  
置  
費

A 欄	基本分	円 23,390	円 23,150	円 22,970	円 22,710	円 22,540
B 欄	加算分	2,070	2,020	2,020	2,000	1,960
措置児童数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 22,350	円 22,200	円 22,090	円 21,980	円 21,890
B 欄	加算分	1,980	1,950	1,930	1,920	1,920
措置児童数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 21,770	円 21,710			
B 欄	加算分	1,920	1,890			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right]$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,090円	1,770円

算式(4)～(7)  
(略)

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,180円	1,780円

算式(4)～(7)  
(略)

イ 点数分 以外の 分	(ア) 重度 肢体 不 自 由 児 加 算 費	(略)	(略)	重度肢体不自由児加算費月額保護単価 56,090円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児措置児童数
	(イ) 通 園	(略)	(略)	通園指導費月額保護単価 47,990円×その月初日の措置児童数(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以

イ 点数分 以外の 分	(ア) 入所部 の別に 定める 基準に よる肢 体不 自 由 児 重 度棟の 措置児 童 加 算 費	その児童 の看護及 び日常諸 経費等	(略)	重度肢体不自由児加算費月額保護単価 56,240円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児措置児童数
	(イ) 通 園	通園部 の措置 児童	その児童 の看護及 び施設運	通園指導費月額保護単価 48,210円×その月初日の措置児童数(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以

	指導費		外の施設の場合、民間施設加算費として 4,270円を加算した額とする。)		指導費	営に必要な事務費等	外の施設の場合、民間施設加算費として 4,290円を加算した額とする。)
	(ウ) (略)	(略)	(略)		(ウ) (略)	(略)	(略)
(4)  肢体不自由児療育費	(略)	(略)	(略)  算式(1)～(2) (略)  算式(3)(保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 <u>20,090円</u> ×その月初日の措置児童数 ただし、乳児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 <u>20,090円</u> ×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものである。  算式(4) (重度肢体不自由児加算費分) 重度肢体不自由児加算費月額保護単価 <u>56,090円</u> ×その月初日の措置児童数(すべての措置児を重度棟に入所されているものとみなす。)  算式(5)～(7) (略)	(4)  肢体不自由児療育費	(略)	(略)  算式(1)～(3) (略)  算式(3)(保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 <u>20,180円</u> ×その月初日の措置児童数 ただし、乳児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 <u>20,180円</u> ×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものである。  算式(4) (重度肢体不自由児加算費分) 重度肢体不自由児加算費月額保護単価 <u>56,240円</u> ×その月初日の措置児童数(すべての措置児を重度棟に入所されているものとみなす。)  算式(5)～(7) (略)	

(5)  
第一種自閉症児施設基本分措置費

(略) | (略) | (略)  
算式(1)~(3)  
(略)

保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A欄	基本分	円 <u>70,610</u>	円 <u>69,650</u>	円 <u>68,620</u>	円 <u>67,600</u>	円 <u>66,580</u>
B欄	加算分	<u>6,270</u>	<u>6,190</u>	<u>6,080</u>	<u>6,010</u>	<u>5,900</u>
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A欄	基本分	円 <u>66,200</u>	円 <u>65,880</u>	円 <u>65,550</u>	円 <u>65,160</u>	
B欄	加算分	<u>5,880</u>	<u>5,860</u>	<u>5,820</u>	<u>5,790</u>	

算式(4)~(6)  
(略)

重度自閉症児加算費保護単価表  
(措置児童1人当たり)

(5)  
第一種自閉症児施設基本分措置費

(略) | (略) | (略)  
算式(1)~(3)  
(略)

保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A欄	基本分	円 <u>70,930</u>	円 <u>69,960</u>	円 <u>68,930</u>	円 <u>67,900</u>	円 <u>66,870</u>
B欄	加算分	<u>6,300</u>	<u>6,230</u>	<u>6,110</u>	<u>6,050</u>	<u>5,930</u>
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A欄	基本分	円 <u>66,500</u>	円 <u>66,180</u>	円 <u>65,840</u>	円 <u>65,450</u>	
B欄	加算分	<u>5,910</u>	<u>5,890</u>	<u>5,840</u>	<u>5,820</u>	

算式(4)~(6)  
(略)

重度自閉症児加算費保護単価表  
(措置児童1人当たり)

			<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> <tr> <td>25%加算分</td> <td><u>46,750円</u></td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td><u>56,090円</u></td> </tr> </table>		区 分	保護単価 (月額)	25%加算分	<u>46,750円</u>	30%加算分	<u>56,090円</u>				<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> <tr> <td>25%加算分</td> <td><u>46,870円</u></td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td><u>56,240円</u></td> </tr> </table>		区 分	保護単価 (月額)	25%加算分	<u>46,870円</u>	30%加算分	<u>56,240円</u>
区 分	保護単価 (月額)																				
25%加算分	<u>46,750円</u>																				
30%加算分	<u>56,090円</u>																				
区 分	保護単価 (月額)																				
25%加算分	<u>46,870円</u>																				
30%加算分	<u>56,240円</u>																				
			算 式(7) (略)				算 式(7) (略)														
(6) 重症 心身 障害 児療 育費	(略)	(略)	(1) (略)	算 式(1) (略)  算 式(2) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>229,630円</u> ×その月初日の措置児童数  算 式(3)～(6) (略)	(6) 重症 心身 障害 児療 育費	(略)	(略)	(1) (略)	算 式(1) (略)  算 式(2) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>230,680円</u> ×その月初日の措置児童数  算 式(3)～(6) (略)												
(7) 教 育 費	(略)	(略)	(略)	算 式(1)～(3) (略)  算 式(4) 特別加算費年額保護単価 <u>58,900円</u> ×特別支援学校の高等部第1学年入学 措置児童数	(7) 教 育 費	(略)	(略)	(略)	算 式(1)～(3) (略)  算 式(4) 特別加算費年額保護単価 <u>58,500円</u> ×特別支援学校の高等部第1学年入学 措置児童数												
(8) }	(略)	(略)	(略)		(8) }	(略)	(略)	(略)													
(10)					(10)																



(略)				(略)			
(11) 特 別 育 成 費	(略)	(略)	(略) 算 式(1) (略) 算 式(2) 特別加算費年額保護単価 <u>58,900円</u> × 高等学校第1学年入学措置児童数	(11) 特 別 育 成 費	(略)	(略)	(略) 算 式(1) (略) 算 式(2) 特別加算費年額保護単価 <u>58,500円</u> × 高等学校第1学年入学措置児童数
(12) }	(略)	(略)	(略)	(12) }	(略)	(略)	(略)
(16) (略)				(16) (略)			
(17) 就 職 支 度 費	(略)	(略)	(略) 算 式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 <u>79,000円</u> × その月の就職による措置解除児童数 算 式(2) (略)	(17) 就 職 支 度 費	(略)	(略)	(略) 算 式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 <u>77,000円</u> × その月の就職による措置解除児童数 算 式(2) (略)
(18) (略)	(略)	(略)	(略)	(18) (略)	(略)	(略)	(略)

別表3 (略)

表4-1 (略)

別表4-2 (略)

別表3 (略)

表4-1 (略)

別表4-2 (略)





(4) - 3 盲児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、盲児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	175,100	172,150	169,200	167,670	165,610	163,560	160,470	157,400
6 ~ 10	142,620	139,930	137,230	135,840	133,950	132,080	129,230	126,450
11 ~ 15	130,010	127,420	124,850	123,530	121,720	119,930	117,260	114,540
16 ~ 20	125,580	123,020	120,450	119,090	117,290	115,540	112,830	110,160
21 ~ 25	121,860	119,370	116,870	115,590	113,820	112,070	109,500	106,910
26 ~ 30	116,940	114,500	112,050	110,780	109,060	107,370	104,810	102,260

(5) ろうあ児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	210,470	206,260	202,040	199,870	196,940	194,040	189,590	185,220
31 ~ 40	188,650	184,850	181,040	179,060	176,410	173,780	169,790	165,860
41 ~ 50	167,720	164,310	160,940	159,220	156,860	154,470	150,860	147,320
51 ~ 60	162,370	159,060	155,740	154,070	151,760	149,440	145,970	142,520
61 ~ 70	157,190	153,980	150,750	149,090	146,860	144,590	141,240	137,870
71 ~ 80	152,110	149,000	145,880	144,250	142,060	139,910	136,620	133,370
81 ~ 90	147,070	144,050	141,010	139,480	137,350	135,210	132,050	128,880
91人以上	142,010	139,060	136,100	134,550	132,510	130,450	127,390	124,290

(5) - 2 ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	434,120	424,850	415,570	410,710	404,310	397,900	388,210	378,490
11 ~ 15	324,360	317,390	310,430	306,770	301,980	297,120	289,770	282,600
16 ~ 20	272,380	266,500	260,620	257,560	253,490	249,430	243,270	237,140
21 ~ 25	237,810	232,660	227,550	224,900	221,310	217,720	212,390	206,990
26 ~ 30	210,530	206,300	202,100	199,850	196,940	194,020	189,620	185,220
31 ~ 40	188,660	184,880	181,060	179,100	176,450	173,780	169,790	165,860
41 ~ 50	167,770	164,360	160,960	159,250	156,850	154,480	150,870	147,320
51 ~ 60	162,360	159,060	155,760	154,060	151,750	149,450	145,990	142,520
61 ~ 70	157,220	153,980	150,760	149,120	146,860	144,620	141,250	137,870
71 ~ 80	152,130	149,020	145,880	144,260	142,080	139,900	136,640	133,370
81 ~ 90	147,080	144,050	141,010	139,490	137,330	135,210	132,060	128,880
91人以上	141,990	139,040	136,100	134,560	132,530	130,460	127,420	124,290

(4) - 3 盲児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、盲児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	175,470	172,500	169,560	168,010	165,930	163,890	160,780	157,700
6 ~ 10	143,080	140,370	137,660	136,250	134,370	132,480	129,620	126,840
11 ~ 15	130,470	127,870	125,280	123,960	122,140	120,340	117,650	114,920
16 ~ 20	126,080	123,480	120,900	119,550	117,740	115,970	113,240	110,560
21 ~ 25	122,330	119,830	117,320	116,020	114,260	112,500	109,910	107,310
26 ~ 30	117,400	114,950	112,490	111,220	109,500	107,800	105,230	102,660

(5) ろうあ児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	211,360	207,130	202,900	200,700	197,760	194,840	190,380	185,970
31 ~ 40	189,450	185,630	181,810	179,820	177,160	174,500	170,490	166,550
41 ~ 50	168,450	165,020	161,620	159,900	157,530	155,130	151,500	147,930
51 ~ 60	163,080	159,750	156,420	154,720	152,410	150,090	146,590	143,130
61 ~ 70	157,890	154,670	151,410	149,740	147,510	145,230	141,850	138,470
71 ~ 80	152,790	149,660	146,520	144,880	142,680	140,530	137,220	133,950
81 ~ 90	147,740	144,690	141,640	140,090	137,950	135,810	132,630	129,440
91人以上	142,640	139,680	136,710	135,150	133,100	131,030	127,960	124,830

(5) - 2 ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	435,870	426,560	417,240	412,320	405,900	399,460	389,730	379,940
11 ~ 15	325,670	318,670	311,680	308,010	303,170	298,320	290,910	283,710
16 ~ 20	273,510	267,600	261,700	258,630	254,540	250,460	244,250	238,100
21 ~ 25	238,790	233,650	228,490	225,830	222,230	218,620	213,250	207,830
26 ~ 30	211,420	207,180	202,940	200,680	197,760	194,820	190,410	185,970
31 ~ 40	189,460	185,660	181,830	179,860	177,180	174,500	170,490	166,550
41 ~ 50	168,500	165,070	161,640	159,940	157,520	155,140	151,510	147,930
51 ~ 60	163,080	159,750	156,440	154,730	152,410	150,100	146,610	143,130
61 ~ 70	157,920	154,670	151,430	149,780	147,500	145,250	141,860	138,470
71 ~ 80	152,810	149,680	146,530	144,900	142,710	140,520	137,240	133,950
81 ~ 90	147,740	144,690	141,640	140,110	137,940	135,810	132,640	129,440
91人以上	142,620	139,660	136,690	135,160	133,110	131,040	127,990	124,830

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	174,860	171,950	169,030	167,520	165,480	163,490	160,350	157,390
6～10	142,560	139,860	137,160	135,730	133,870	132,000	129,170	126,380
11～15	130,200	127,640	125,070	123,730	121,940	120,160	117,470	114,800
16～20	126,570	124,000	121,410	120,040	118,250	116,450	113,750	111,050
21～25	121,160	118,650	116,140	114,830	113,100	111,370	108,760	106,100
26～30	117,530	115,080	112,630	111,390	109,680	107,970	105,390	102,810

(6) 難聴幼児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	209,290	204,780	200,240	197,850	194,680	191,510	186,830	182,110
31～40	191,370	187,240	183,110	180,940	178,070	175,160	170,910	166,600
41人以上	173,770	170,040	166,340	164,430	161,830	159,230	155,390	151,480

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療護施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	236,260	231,380	226,500	223,950	220,590	217,220	212,090	207,010
51～60	231,810	227,010	222,210	219,720	216,410	213,070	208,130	203,050
61～70	227,440	222,720	218,010	215,550	212,300	209,060	204,120	199,180
71人以上	222,990	218,380	213,800	211,410	208,240	205,060	200,220	195,400

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,390	53,160	51,940	51,290	50,420	49,580	48,340	47,050
11～20	27,140	26,530	25,930	25,590	25,170	24,740	24,130	23,490
30人まで	17,960	17,570	17,190	16,950	16,700	16,470	16,030	15,650
31人以上	14,360	14,050	13,740	13,570	13,350	13,140	12,790	12,490

(注) 「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	175,230	172,320	169,390	167,860	165,820	163,820	160,680	157,690
6～10	143,010	140,300	137,590	136,160	134,290	132,400	129,560	126,750
11～15	130,660	128,080	125,500	124,160	122,360	120,570	117,860	115,190
16～20	127,070	124,480	121,870	120,500	118,690	116,890	114,180	111,460
21～25	121,650	119,120	116,600	115,280	113,540	111,800	109,180	106,510
26～30	118,000	115,550	113,080	111,840	110,110	108,390	105,810	103,210

(6) 難聴幼児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	210,280	205,730	201,170	198,770	195,580	192,400	187,700	182,960
31～40	192,260	188,110	183,960	181,780	178,900	175,970	171,700	167,370
41人以上	174,580	170,830	167,110	165,190	162,570	159,970	156,110	152,170

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療護施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	237,330	232,430	227,530	224,940	221,570	218,180	213,030	207,930
51～60	232,860	228,040	223,220	220,720	217,390	214,020	209,050	203,950
61～70	228,470	223,730	219,000	216,530	213,260	209,990	205,030	200,070
71人以上	224,000	219,370	214,750	212,370	209,190	205,970	201,110	196,270

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,670	53,430	52,200	51,550	50,670	49,820	48,580	47,280
11～20	27,280	26,660	26,060	25,720	25,300	24,860	24,250	23,600
30人まで	18,050	17,660	17,280	17,040	16,790	16,550	16,110	15,720
31人以上	14,440	14,130	13,810	13,640	13,430	13,210	12,860	12,550

(注) 「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	108,870	106,420	103,970	102,690	100,960	99,270	96,730	94,190
6 ~ 10	54,390	53,160	51,940	51,290	50,420	49,580	48,340	47,050
11 ~ 15	36,200	35,400	34,590	34,170	33,580	33,030	32,180	31,350
16 ~ 20	27,140	26,530	25,930	25,590	25,170	24,740	24,130	23,490
21 ~ 25	21,710	21,220	20,730	20,480	20,110	19,750	19,280	18,760
26 ~ 30	17,960	17,570	17,190	16,950	16,700	16,470	16,030	15,650

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）  
 ○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）  
 (注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,000	45,950	44,910	44,350	43,660	42,950	41,870	40,760
11 ~ 20	23,420	22,900	22,380	22,100	21,740	21,420	20,880	20,330
30人まで	15,460	15,140	14,820	14,690	14,420	14,160	13,860	13,520
31 ~ 40	12,420	12,140	11,880	11,760	11,560	11,360	11,090	10,810
41 ~ 50	9,230	9,050	8,850	8,750	8,620	8,480	8,280	8,070
51 ~ 60	8,340	8,170	7,990	7,920	7,780	7,640	7,460	7,270
61 ~ 70	7,370	7,210	7,070	6,990	6,880	6,780	6,630	6,470
71 ~ 80	6,440	6,300	6,180	6,130	6,020	5,910	5,770	5,650
81 ~ 90	5,520	5,410	5,300	5,240	5,130	5,030	4,950	4,850
91 ~ 100	4,600	4,500	4,400	4,340	4,290	4,210	4,130	4,010
101 ~ 110	4,300	4,210	4,110	4,030	3,960	3,930	3,840	3,740
111 ~ 120	3,970	3,880	3,800	3,780	3,700	3,610	3,550	3,430
121 ~ 130	3,620	3,550	3,470	3,470	3,410	3,340	3,270	3,180
131 ~ 140	3,330	3,260	3,190	3,170	3,120	3,070	2,990	2,940
141 ~ 150	3,060	2,990	2,910	2,900	2,860	2,800	2,740	2,650
151 ~ 160	2,930	2,870	2,810	2,790	2,750	2,700	2,640	2,570
161 ~ 170	2,850	2,790	2,720	2,690	2,640	2,570	2,540	2,470
171 ~ 180	2,760	2,700	2,630	2,600	2,550	2,500	2,450	2,370
181 ~ 190	2,640	2,600	2,540	2,510	2,460	2,420	2,370	2,320
191人以上	2,510	2,440	2,410	2,390	2,360	2,320	2,250	2,210

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	109,410	106,940	104,490	103,190	101,450	99,750	97,200	94,650
6 ~ 10	54,670	53,430	52,200	51,550	50,670	49,820	48,580	47,280
11 ~ 15	36,380	35,580	34,760	34,340	33,750	33,190	32,340	31,500
16 ~ 20	27,280	26,660	26,060	25,720	25,300	24,860	24,250	23,600
21 ~ 25	21,820	21,320	20,830	20,580	20,210	19,850	19,380	18,860
26 ~ 30	18,050	17,660	17,280	17,040	16,790	16,550	16,110	15,720

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）  
 ○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）  
 (注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,210	46,160	45,110	44,550	43,860	43,140	42,050	40,940
11 ~ 20	23,520	23,000	22,480	22,200	21,840	21,510	20,980	20,420
30人まで	15,530	15,210	14,890	14,750	14,490	14,220	13,920	13,580
31 ~ 40	12,480	12,200	11,940	11,820	11,620	11,420	11,150	10,860
41 ~ 50	9,280	9,090	8,890	8,790	8,650	8,520	8,320	8,110
51 ~ 60	8,390	8,210	8,030	7,960	7,820	7,690	7,500	7,310
61 ~ 70	7,410	7,250	7,100	7,030	6,920	6,820	6,660	6,510
71 ~ 80	6,480	6,340	6,210	6,160	6,050	5,950	5,800	5,680
81 ~ 90	5,560	5,440	5,330	5,270	5,160	5,060	4,980	4,880
91 ~ 100	4,620	4,520	4,420	4,360	4,300	4,230	4,150	4,030
101 ~ 110	4,320	4,230	4,130	4,050	3,980	3,940	3,860	3,750
111 ~ 120	3,990	3,900	3,810	3,800	3,720	3,630	3,570	3,460
121 ~ 130	3,640	3,560	3,490	3,490	3,430	3,360	3,280	3,190
131 ~ 140	3,340	3,270	3,210	3,180	3,130	3,090	3,000	2,960
141 ~ 150	3,070	3,000	2,930	2,920	2,870	2,810	2,760	2,660
151 ~ 160	2,940	2,880	2,820	2,800	2,760	2,720	2,650	2,580
161 ~ 170	2,870	2,810	2,740	2,710	2,660	2,600	2,560	2,490
171 ~ 180	2,790	2,730	2,650	2,620	2,570	2,520	2,470	2,390
181 ~ 190	2,670	2,620	2,560	2,530	2,480	2,440	2,390	2,340
191人以上	2,530	2,460	2,430	2,410	2,380	2,340	2,270	2,230

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(2) - 2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	94,090	92,020	89,940	88,840	87,410	85,960	83,830	81,600
6 ~ 10	47,000	45,950	44,910	44,350	43,660	42,950	41,870	40,760
11 ~ 15	31,290	30,590	29,900	29,550	29,040	28,570	27,870	27,130
16 ~ 20	23,420	22,900	22,380	22,100	21,740	21,420	20,880	20,330
21 ~ 25	18,710	18,290	17,890	17,680	17,390	17,120	16,710	16,250
26 ~ 30	15,460	15,140	14,820	14,690	14,420	14,160	13,860	13,520

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）

○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円
	24,650	24,130	23,620	23,360	22,990	22,610	22,110	21,590

(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円
	53,320	52,190	51,080	50,510	49,720	48,930	47,780	46,610

(5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,630
6 ~ 10	18,810
11 ~ 15	12,540
16 ~ 20	9,400
21 ~ 25	7,520
26 ~ 30	6,270
31 ~ 35	5,360

(2) - 2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	94,510	92,420	90,320	89,230	87,800	86,340	84,190	81,960
6 ~ 10	47,210	46,160	45,110	44,550	43,860	43,140	42,050	40,940
11 ~ 15	31,430	30,730	30,030	29,680	29,170	28,690	27,990	27,250
16 ~ 20	23,520	23,000	22,480	22,200	21,840	21,510	20,980	20,420
21 ~ 25	18,800	18,380	17,970	17,750	17,470	17,200	16,780	16,320
26 ~ 30	15,530	15,210	14,890	14,750	14,490	14,220	13,920	13,580

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）

○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円
	24,770	24,240	23,730	23,460	23,090	22,710	22,200	21,680

(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円
	53,550	52,420	51,310	50,730	49,940	49,150	47,980	46,810

(5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,530
6 ~ 10	18,760
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,500
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,350





